

姫路市高層建築物等防災計画書

作成要領

平成14年4月 作成

平成23年7月 改訂

令和2年4月 改訂

令和3年4月 改訂

姫路市都市局まちづくり部建築指導課

姫路市消防局予防課

目 次

○ まえがき	1
○ 高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱（兵庫県）	2
○ 姫路市高層建築物等防災計画書作成要領	
1 防災計画書の作成	4
2 対象建築物	4
3 建築防災計画評定の取り扱い	5
4 防災計画書の仕様及び記載項目等	5
5 防災計画書の作成手順	6
6 防災計画書作成後の変更等	7
7 防災計画書の管理、引き継ぎ	7
8 防災計画書の作成フロー	8
防災計画届出書（様式第1号）	9
防災計画書受理通知書（様式第2号）	1 1
協議経過報告書（様式第3号）	1 2

ま え が き

建築物の高層化、大規模化、複雑化により、災害発生時の被害も甚大なものになる恐れが高まっており、建築物の安全性に対する社会的な関心も高くなっています。

そのため、「高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱（兵庫県）」に基づき、一定以上の高さ、規模の建築物について、防災計画の作成を指導することになりました。

高層あるいは大規模な建築物の防災計画は、建築主、設計者等が基本計画の段階で、建築物全体の防災上の安全性を確保するため、どのように考え、また、それを建築計画、設備計画等にどのように具体化していくかが重要であり、ただ単に建築基準法、消防法等の法令に適合しているというだけではなく、一つのまとまったシステムとして総合的見地から作成される必要があります。

また、防災計画書が建築物の所有者、管理者、占有者に引き継がれ、建築物が完成してからの警報、避難、誘導、消火体制などの維持保全の指針として活用されることが、建築物を安全に保ち続けるために必要です。

防災計画書の作成に当たって、関係者すべてがその意義を理解され、より優れた防災計画の作成及び作成後の積極的活用を図られることを願ってやみません。

以上のような趣旨を十分理解していただき、設計者、建築主等が協議をしながら、この作成要領の項目に従って内容を明記し、防災計画書を作成して頂くようお願いします。

◎高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱

平成13年8月1日

兵庫県

(主旨)

建築物の防災上の安全性については、建築基準法及び消防法等の規程により一定の水準の確保が図られているが、高層建築物、不特定多数の人が利用する大規模な建築物又は複合用途の大規模な建築物について安全性を確保するためには、建築物についての最低の基準としての建築基準法に適合するというだけでなく、防火、避難、耐火、消火、救助といった建築物に要求される防災性能について総合的に検討し設計するとともに、建築物の使用及び維持管理についても十分配慮することが重要であり、建築物の計画が総合的な防災性能を確保していることを明らかにするため防災計画書を作成することが必要である。

(目的)

第1条 この要綱は、総合的な防災性能の検討が必要な建築物を規定し、その防災性能を検討するための手続き等を定めることにより、建築物の防災上の安全性の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高層建築物等

高さが31メートルを超える建築物、不特定多数の人が利用する大規模な建築物又は複合用途の大規模な建築物のうち、総合的な防災性能を検討する必要があるとして特定行政庁が定めたものをいう。

(2) 防災計画書

建築物の計画が総合的な防災性能を確保していることを明らかにするために作成する図書をいう。

(3) 建築防災計画評定

計画されている建築物についての防災計画書により、所要の安全性が満たされているか否かを(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所又は特定行政庁の定めた機関が評価することをいう。

(防災計画書の作成等)

第3条 建築主又は設計者は、高層建築物等を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において高層建築物等に該当する場合を含む。)、防災計画書を作成するものとする。

2 防災計画書に記載すべき内容は特定行政庁が定めるところによる。

3 第1項に該当する建築物のうち特定行政庁が必要として定めたものについては、その防災計画書は、建築防災計画評定を受けるものとする。

4 建築主又は設計者は、確認申請の前に、第1項及び第3項に定める手続きを行うものとする。

(指導及び助言)

第4条 特定行政庁は、建築主又は設計者が作成する防災計画書に対して、必要な指導又は助言をすることができる。

(適用区域)

第5条 この要綱は、神戸市を除く兵庫県の区域に適用する。

(その他)

第6条 この要綱の実施に必要な細目については特定行政庁が別途定める。

附則

本要綱は、平成13年8月1日から施行する。

◎ 姫路市高層建築物等防災計画書作成要領

1 防災計画書の作成

この作成要領は、兵庫県が制定した「高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱」の実施に必要とされる事項を定める。

- (1) 防災計画書は、建築物が建築基準法、消防法等による防災関係の個々の規定に適合するだけでなく、それぞれの計画条件に適合した総合的な防災安全性を確保していることを確認するために作成するものである。
- (2) 防災計画書を作成すると、設計者や建築主等が、建築の防災性及び安全性について、体系的・総合的に考え、計画する機会が得られるものであり、防災のシステムについて、安全・確実に働くかどうかを防災計画書の中でチェックすることができる。また、設計段階での安全達成の計画を、維持管理・使用段階にまで正しく伝える機能を持っている。

このような趣旨に沿って、建築主や設計者（所有者、管理者又は占有者）等が建築防災について十分に認識し、理解した上で、防災計画書を作成し、維持管理においても役立てる必要がある。

2 対象建築物

対象建築物の取り扱いについては、事前に建築指導課と打ち合わせを行うこと。

- (1) 次に掲げる建築物を新築しようとする時には、確認申請又は計画通知の提出前に、防災計画の届出を要するものとする。

- ① 高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する高さ。以下同じ。）が31メートルを超える建築物。ただし次のいずれかに該当するものは除く。

- ア 建築基準法施行令第129条の13の2第一号から第三号に規定するもの（第二号及び第三号については共同住宅（当該共同住宅の居住者の利用に供する駐車場、倉庫その他これらに類する施設を有するものを含む。）のみの用途に供するものに限る。）

- イ 当該建築物の用途上、利用者が少数の者に限定されている場合等、防災上の問題が少ないと建築指導課及び消防局予防課（以下「関係機関」という。）が認めるもの。

- ② 高さが31メートル以下の建築物のうち、建築基準法施行令147条の2の各号に掲げる建築物。

- (2) (1)の規定は、増築、改築、移転又は用途変更（以下「増築等」という。）を行う場合（増築等により当該建築物が(1)①又は②に該当する場合を含む。）において準用する。ただし、当該増築等に係る部分が既存部分と明確に分離されている又は既存部分と防火防煙区画され避難経路

が重複しないなど防災上の問題が少ないと関係機関が認める場合で、次のア又はイに掲げる場合は当該ア又はイによる。

ア 当該増築等部分が（１）①又は②の規模及び用途に該当する場合 当該増築等部分に関して防災計画書の作成を要する。

イ 当該増築等部分が（１）①又は②の規模及び用途に該当しない場合 当該増築等の計画に係る防災計画書の作成を要しない

3 建築防災計画評定の取り扱い

- （１） 防災計画書は、本市において本協議を行った後、建築防災計画評定者（以下「評定機関」という。）の建築防災計画評定を受けるものとする。
- （２） 評定機関は、（一財）日本建築センター及び（一財）日本建築総合試験所のほか、本市が認める評定機関とする。

※評定機関 問い合わせ先

◎（一財）日本建築センター（大阪事務所） TEL(06)6264-7731
〒541-0054 大阪府中央区南本町一丁目7番15号（明治安田生命堺筋本町ビル）

◎（一財）日本建築総合試験所（建築確認評定センター） TEL(06)6966-7600
〒540-0026 大阪府中央区内本町2-4-7（大阪U2ビル5階）

4 防災計画書の仕様及び記載項目等

- （１） 防災計画書の仕様は、次のとおりとする。
 - ① A4版の見開き製本とする。ただし、事前協議に提出する素案及び防災計画書（案）については、A3版又は片とじ製本でも可とする。
 - ② 図面は実施設計図等をそのまま縮小したものでなく、必要に応じ適宜着色するなどにより、防災計画書を作成する主旨に即した分かりやすいものとする。なお、縮小図面を使用する場合は、字句等が鮮明であること、不必要な細かい数値等が記入されていないこと等に留意すること。
 - ③ 提出部数は、事前協議に素案3部、本協議に防災計画書（案）10部、最終提出時に製本したものを4部とする。評定機関の建築防災計画評定を受ける場合は、各評定機関の指示に従うこと。
- （２） 防災計画書の記載事項
防災計画書の記載事項は、「姫路市高層建築物等防災計画書記載要領」（別添）による。
- （３） 防災計画書の内容
防災計画書の内容は、『新・建築防災計画指針』（財）日本建築センター発行の最新版を参考にして作成すること。

※『新・建築防災計画指針』 問い合わせ先

◎(一財)日本建築センター (本部)

TEL(03)5283-0461

〒101-8986 東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地

5 防災計画書の作成手順

防災計画書の作成は、確認申請又は計画通知の提出前に、以下の手順で行うこととする。

なお、防災計画書の標準処理期間は3ヶ月とする。

また、評定機関の建築防災計画評定を受ける場合は、上記作成期間のほか、評定に要する期間(約1～1ヶ月半)も考慮すること。

(1) 事前協議

建築主又は設計者は、関係機関と基本的事項及び防災計画書(案)について、事前に打ち合わせを行うこと。

(2) 本協議

建築主又は設計者は、本協議において計画概要を説明すること。また本協議の一週間前までに、事前協議において修正した防災計画書(案)を建築指導課に提出すること。

協議した事項及び指導事項については、検討の上、関係機関と調整すること。調整後、協議経過報告書(様式第3号)と、修正した防災計画書(案)を提出すること。

事前協議及び本協議については、あらかじめ建築指導課に連絡の上、打ち合わせ日時を予約すること

(3) 防災計画書の提出

建築主又は設計者は、建築指導課に「防災計画届出書(様式第1号)」を正副各1通作成の上、防災計画書及び協議経過報告書を添付して提出すること。

(4) 評定機関への建築防災計画評定申し込み

建築防災計画評定を受ける場合は、評定機関の申し込み要領に基づいて申し込むこと。なお、評定機関へは本協議終了後、その結果に基づいて修正した内容の防災計画書を提出すること。

評定機関への申し込みを経由印等が必要な場合は、建築指導課で受付印を押印するので、必要書類等の原本を建築指導課に提出すること。

(5) 副本の交付

建築指導課は、防災計画書の内容を最終確認した上、「防災計画書受理通知書(様式第2号)」を通知し、副本を交付する。その後、建築主又は設計者は、防災計画書(製本したもの)を建築指導課に提出すること。

6 防災計画書作成後の変更等

防災計画書の本協議又は評定機関の建築防災計画評定を受けた後に変更等が生じた場合は、次のとおりとする。

(1) 変更内容が軽微な場合

次の図書を提出すること。

- ① 防災計画届出書（軽微変更）（様式第1号）
- ② 変更箇所一覧表（変更理由も明記すること。）
- ③ 防災計画書における変更部分の図書（新旧対照表等により分かりやすくすること。）

(2) 変更内容が軽微でない場合

次のいずれかの場合は事前協議からやり直すこと。

- ① 建築物の計画が大幅に変更された場合
- ② 防災計画上、重大な変更があった場合

(3) 建築計画が廃止された場合は「防災計画届出書（廃止）（様式第1号）」により届け出ること。

7 防災計画書の管理、引き継ぎ

防災計画書は、ただ単に作成したというのではなく、建築物が完成した後その所有者、管理者に引き継がれ、管理され、活用されて、初めてその効力を十分に発揮するものといえる。

建築物が当初の防災性能を維持し続け、また、警報、避難、誘導、消火等の防災体制が揺るぎないものであり続けるためには、防災計画書がその要となり、十分に活用されることが必要である。

(1) 防災計画書の管理

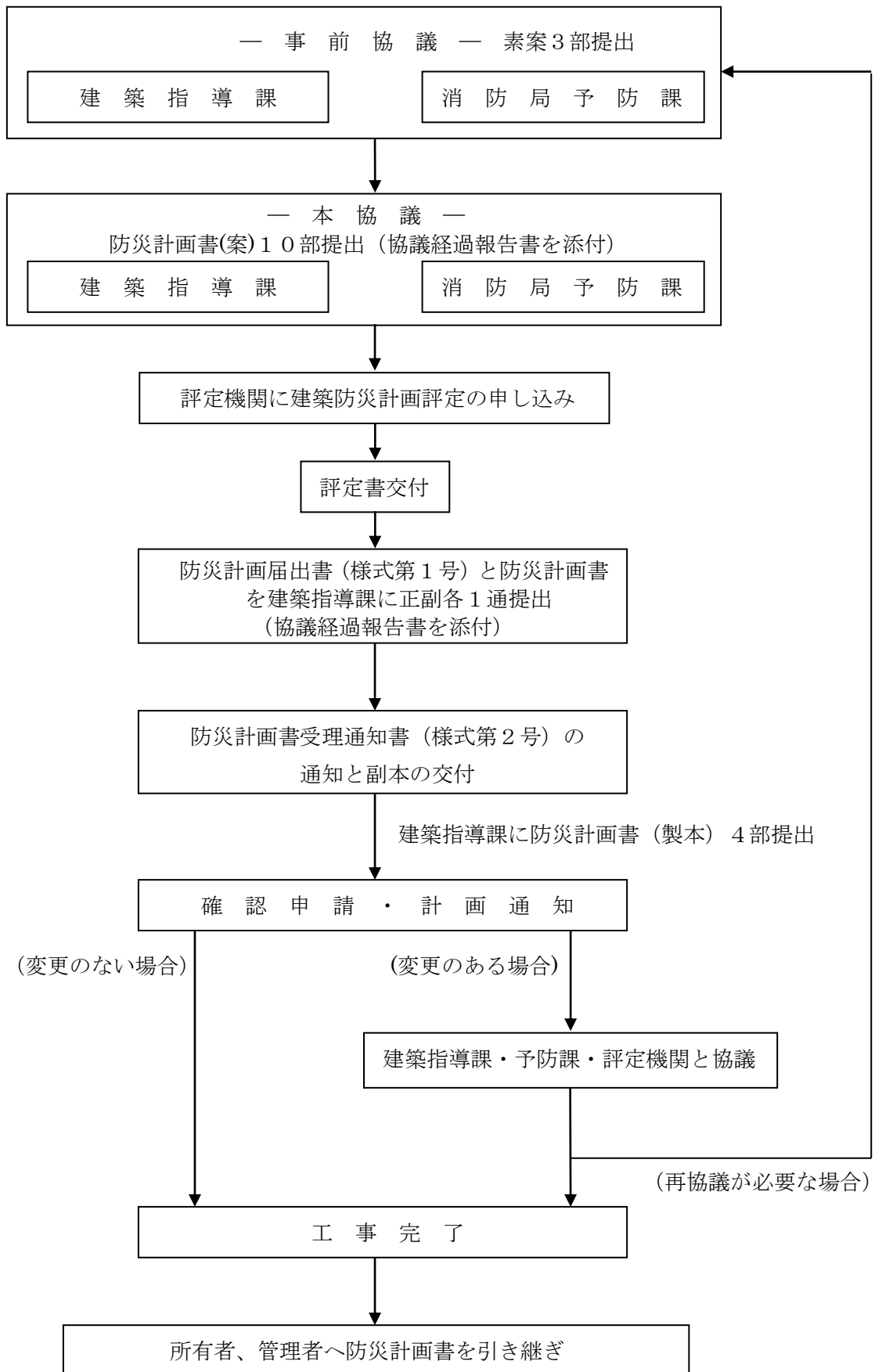
防災計画書は、建築物が存続する限り、建築物の所有者又は管理者が、責任を持って管理すること。

また、改修等により防災計画書に記載の内容に変更が生じる場合（2.（2）の場合を除く。）は、防災計画書にその内容を反映させること。

(2) 防災計画書の引き継ぎ

建築物の所有者又は管理者が変更される場合は、防災計画書を引き継ぐこと。

8 防災計画書の作成フロー



防 災 計 画 届 出 書
(新規・軽微変更・廃止)

年 月 日		
(宛先) 姫路市長		
〒 建築主住所 氏名 TEL		
建築計画名称		
設計者住所・氏名	TEL	
建築設備に関し意見を聞いた者 住所・氏名	TEL	
建築場所	姫路市	
用途規模	主要用途	
	敷地面積	㎡
	建築面積	㎡
	延べ面積	㎡
	構造・規模	造 地上 階 地下 階 塔屋 階
	最高の高さ	m
駐車台数		
建築防災計画評定	年 月 日 機関名 番号	
※建築確認	年 月 日 第 号	
※受付欄	※特記事項欄	

※ 印のある欄は記入しないで下さい。

防 災 計 画 書 受 理 通 知 書

(建築主)

様

姫路市長

下記の建築物について、防災計画書を受理いたしましたので、通知します。

記

建築計画名称		
設計者住所・氏名		TEL
建築設備に関し意見を聴いた者 住所・氏名		TEL
建築場所		姫路市
用途 規模	主要用途	
	敷地面積	m ²
	建築面積	m ²
	延べ面積	m ²
	構造・規模	造 地上 階 地下 階 塔屋 階
	最高の高さ	m
駐車台数		台
※ 受 付 欄		※ 特 記 事 項 欄

※ 印のある欄は記入しないで下さい

協議経過報告書

建築物名称		打 合 者	
第 回			
日 時			
備考			
協議・検討事項	回答及び処理	ページ	

協議経過報告書

協議・検討事項	回答及び処理	ページ